## 事業主の皆さまへ

## 「障害者雇用納付金制度」が一部改正されました

中小企業における障害者雇用の促進及び短時間労働に対する障害者のニーズへの対応などを ねらいとして、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 96 号)が成立し、平成 21 年 4 月から段階的に施行されています。これに伴い、このほど「障害 者雇用納付金制度」の一部が次のように変わりました。

平成 22 年 7 月 1 日から次の1から3までが施行されました。

この改正に係る納付金申告・調整金申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、 平成 23 年度 (対象期間: 平成22年7月から平成23年3月まで) から開始されます。

- 1. 新たに、常用雇用労働者数 201 人以上 300 人以下のすべての中小企業に障害者雇用納付金の申告を行っていただくこととなりました。
- ◎雇用障害者数が法定雇用率(1.8%)を・

- 超えている → 調整金の支給

・下回っている → 納付金の納付

☆制度の適用から5年間は、納付金の減額特例が適用されます。

常用雇用労働者が 201 人以上 300 人以下の事業主

平成 22 年 7 月から平成 27 年 6 月まで

納付の額= (法定雇用障害者数-雇用障害者数) ×4万円 (1人月額)

- ※常用雇用労働者301人以上事業主の納付金の額は5万円(1人月額)
- ※障害者雇用調整金は、2万7千円(1人月額)

☆平成27年4月1日からは、101人以上の事業主に納付金制度の適用が拡大されます。

- 2. 週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者を労働者等に加えて納付金の申告等を行っていただくこととなりました。(労働者の数および雇用障害者数ともに算入)
- ◎実雇用障害者数をカウントする場合
- →重度以外の身体障害者又は知的障害者である短時間労働者は、0.5 カウント
- ○算定の基礎となる常用雇用労働者の総数をカウントする場合
- →短時間労働者は 0.5 カウント
- ☆雇用障害者数のカウントの方法は次のとおり。

週所定労働時間		30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満
身体·知的障害者		1	0. 5
	重度	2	1
精神障害者		1	0. 5

3. 除外率設定業種の除外率がそれぞれ 10%ポイント引き下げられることになりました。

平成 21 年 4 月 1 日から次の 4 及び 5 が施行されています。

- 4. 企業グループ及び事業協同組合等に関する雇用率算定の特例が創設されました。
- ○一定の要件を満たす企業グループとして厚生労働大臣の認定を受けたものについては、 企業グループ全体で納付金の申告等を行うことになりました。
- 〇中小企業が事業協同組合等を活用して共同事業を行い、一定の要件を満たすものとして 厚生労働大臣の認定を受けたものについては、事業協同組合等(特定組合等)とその組合 員のうち特定事業主を合わせて納付金の申告等を行うことになりました。
- →事業協同組合等とは、次に掲げる組合を指します。
  - 事業協同組合、水産加工業協同組合、商工組合、商店街振興組合
- →厚生労働大臣の認定の申請については、ハローワークで受け付けています。
- 5. 親会社、特例子会社、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主等が、 調整金等を分割して受給できることになりました。
- ○分割して受給できる事業主は、雇用率算定の特例について厚生労働大臣の認定を受けた 場合に限られます。
- 〇分割支給先は、1支給決定につき 10 社以内です。
- ○個々の分割支給額の千円未満の端数は、500円となります。

## ☆分割支給の例



- ※ 雇用率制度・・・事業主は法に基づき一定割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければなりません。
- ※ 納付金制度・・・障害者雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対して助成、援助を行うために、法に基づき雇用障害者数が法定雇用率に満たない事業主から納付金を徴収し、 法定雇用率を超えて障害者を雇用する事業主に対し障害者雇用調整金等を支給する制度です。改正納付金制度による納付金の申告・納付、障害者雇用調整金等の支給申請は、年度途中で事業を廃止した場合等を除き、平成23年4月開始となります。

## ◎障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度に係るお問合せは、

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 納付金部 (http://www.jeed.or.jp/) 東京都港区海岸 1-11-1 Tel:03-5400-1624 または、千葉労働局職業対策課 Tel:043-221-4391 まで。